

令和4年第3回教育委員会臨時会
(3月18日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和4年3月18日（金）午後9時00分から午後9時10分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
委 員	高森 大乘
委 員	垣内恵美子
委 員	末廣 照純

○出席者

事務局次長 兼中央図書館長	梶 靖彦
庶務課長	佐々木洋人
学務課長	福田 兼一
児童保育課長	横倉 亨
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長 兼教育支援館長	工藤 哲士
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア まん延防止等重点措置終了に伴う教育委員会の対応について

2 その他

午前9時00分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和4年第3回台東区教育委員会臨時会を開会いたします。
会議録署名委員は、高森委員にお願いいたします。

また、神田委員は所用のため、本日は欠席でございます。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで、傍聴について申し上げます。

日程第1、教育長報告の協議事項、庶務課のアについては、台東区新型コロナウイルス感染症対策本部会議前の案件であり、傍聴にはなじまないと思われれます。そのため、会議の傍聴を希望する方については、これを許可しないこととしておりますので、ご了承ください。

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

○矢下教育長 それでは、日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、協議事項、庶務課のア、まん延防止等重点措置終了に伴う教育委員会の対応について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。ただいま画面共有いたします。少々お待ちください。

それでは、ご説明いたします。まず1番、区の対応でございます。まん延防止等重点措置期間が、3月21日（月・祝）に終了いたします。昨日夜開催された東京都の対策本部会議において、3月22日から4月24日まで、リバウンド警戒期間としております。その期間におきまして、区でも以下の対応を行います。

まず、(1) 窓口業務についてです。こちら、本庁舎、及び区民事務所等の窓口業務は、通常どおり実施いたします。

続きまして、(2) 区有施設です。貸館施設はこれまでと同様でございますが、夜間枠も含め、新規予約・利用が可能となっております。また、区有施設の開館時間。これまで21時としておりましたが、これを各施設の対応、つまり通常どおり、従来の時間というふうにいたします。

続いて、(3) イベント等についてです。こちらは記載のとおり、これまでの対応を継続いたします。

(4) 職員体制です。こちらは、資料には3割とありますが、具体的には3割以上の出勤抑制を実施するというふうにする予定でございます。

なお、こちらの区の対応につきましては、本日この後午後開催される区の対策本部会議にて決定される予定となっております。

続きまして、2番、教育委員会の対応です。別紙1をご覧ください。こちらは、従来と同様に、右側にはこれまでの対応、左側には今後の対応を記載しております。左側の対応なのですが、先ほど申し上げましたとおり、東京都は3月22日から4月24までをリバウンド警戒期間とするということになりますので、左側の対応も3月22日から4月24日までという形になります。それでは、順を追って説明いたします。

まず1番、小学校、中学校、幼稚園、こども園（短時間）の対応でございます。左側の欄をご覧ください。こちら、行動基準はガイドラインのレベル1といたします。また、変わったところでは、各教科等の指導については、「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い行動」については、十分な感染症対策を行った上で実施するものとします。

部活動につきましては、可能な限り感染症対策を行った上で、通常の活動を行います。状況に応じて中学校長会が協議し、安全を優先させながら行うものとします。

その下、学校園行事等については、変更はございません

さらにその下、これまで実施しておりました一斉臨時休業を防ぐための取組については、こちらは新型コロナウイルス感染症が拡大し、まん延防止等重点措置が発出された状況の中で、ガイドラインのレベル1の強化策としての対応でございました。今回、まん延防止等重点措置が解除されることに伴い、一律の対応としては削除いたします。今後、感染症が拡大状況となった際には、改めて対応を検討いたします。

次が2番、保育園、こども園（長時間）です。こちらは、これまでの対応を継続いたします。

その下、3番のこどもクラブから5番の児童館まで、こちらも、これまでの対応を継続いたします。

次のページをご覧ください。6番、社会教育施設です。こちらも、これまでの対応を継続いたします。

7番、体育施設です。こちらにつきましては、先ほど申し上げました、区の全体の対応のとおり、閉館時間を従来、もとの状態、つまり22時といたします。他のスポーツ施設については、これまでの対応を継続いたします。

8番、図書館。こちらも、これまでの対応を継続いたします。

9番、少年自然の家霧ヶ峰学園。こちらにつきましては、まん延防止等重点措置期間中の一般利用は中止としておりましたが、利用を可能といたします。

最後10番、学校開放です。こちらは、これまでの対応を継続いたします。

教育委員会の対応につきましての説明は以上でございます。ご協議いただき、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 これまでの対応と同じとするところと、もとに戻したところとあるようなんですけれども、一般的にどういう基準でそういう区別というか、対応の差が生じているんでしょうか。

例えばスポーツ施設も、台東リバーサイドは22時まで、ほかのものは21時まで、今までと同様にするというようなんですけれども。この事柄自体に反対しているというわけじゃなくて、どういうふうにご説明をされているのかというのをちょっと教えてもらえればと思いました。

○庶務課長 ただいまのスポーツ施設につきましては、もともと、本来の閉館時間が10時までのところと9時までのところがあったんで、元に戻したというところで、そういった対応ということになります。

○垣内委員 じゃあ、他の施設も、これまでどおりというところは、要するに、まん防の時も従来どおりだったということなんですかね、コロナ前のとおりだったということなんでしょうか。

○生涯学習課長 生涯学習センター、社会教育施設をちょっと引き合いに出してお話させていただきますと、こちらにつきましては、コロナ前につきましては、10時までの利用が可能だったというところではございます。ただ、社会教育施設につきましては、昨年度ご報告を少しさせていただいたところではあるんですが、コロナの状況の中で、効率的な運営を図るということで、10時までの運営を当面の間21時までということで設定させていただいております。こちらの対象施設としまして、この段階で22時までに変えるということではなく、その効率的な運営のほうを継続させていただくということで、21時までの対応を継続させていただいているというところではございます。

○垣内委員 分かりました。ありがとうございます。

○矢下教育長 その他はよろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、以上をもちまして、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の臨時会を閉じ、散会といたします。

午前9時10分 閉会